

農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業補助金交付要綱

令和6年8月2日 農振第691号

(趣旨)

第1条 知事は、農業用排水施設等の保全を図るため、農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業実施要領（以下「要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、事業実施主体又は市町村に補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助の対象とする事業の経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助等の重複の禁止)

第3条 補助の対象となるべき経費について、事業実施主体が他の補助金の交付を受ける場合にあつては、当該経費については、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するにあつて、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れにかかる消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費

税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更または事業に要する経費の配分を変更（別表2に規定する重要な変更に限る。）する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他知事が必要と認める条件。

(承認の申請)

第6条 前条の規定により承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定により事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在で作成した事業遂行状況報告書（別記第3号様式）を当該年度の1月15日までに知事へ提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、それぞれ1件の取得価格50万円以上のものとする。

2 前項の財産について、規則第21条第1項各号列記以外の部分ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(書類の経由)

第13条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表1 (第2条関係)

事業種目	補助対象経費	補助率
1 駆除費	事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費、又は事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費に対し、市町村が補助する場合に事業実施主体が事業に要する経費 外来水生植物の駆除に要する経費	2 / 3 以内
2 発生等防除対策費	外来水生植物の発生等防除対策に要する経費	2 / 3 以内

別表2 (第5条関係)

重要変更事項
事業費の30%を超える増減

別記第1号様式(第4条関係)

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業実施計画

別紙1のとおり

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

活動計画書

別紙 1

事業実施計画（実績）

1 事業の概要

地区名	
実施場所	
活動目的	
活動内容	

※活動目的は「〇〇（主たる外来水生植物名）の駆除」等を記載
 ※活動内容は区分ごとの実施時期等について記載

2 経費の配分及び負担区分

区分	事業費	負担区分			備考
		県	市町村	その他	
1 駆除費	円				
2 発生等防除 対策費					
計					

別記第2号様式(第6条関係)

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業
補助金変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業を、下記のとおり変更(中止、
廃止)したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

※ 補助金交付申請書の別紙1に準じ変更(中止・廃止)計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に()書きで変更前の計画を記入すること。

別記第3号様式(第7条関係)

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業の 年 月 日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

地区名	事業の遂行状況				備考
	12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	%	円		

別記第4号様式(第8条関係)

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった事業を下記のとおり実施したので、
千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実績

別紙1のとおり

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

別記第5号様式(第9条関係)

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県農振達第 号で額の確定のあった補助金を千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

別記第6号様式（第10条関係）

年度 農業者等で構成される組織が取り組む外来水生植物防除事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長
(事業実施主体の代表者)

年 月 日付け千葉県農振指令第 号で交付決定のあった補助金を千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

1 補助金請求額 金 円